

事業報告書			
医療法人整理番号		02013	
報告期間	自	令和6年4月1日	
	至	令和7年3月31日	
1 事業報告書の概要			
	(1) 名称	医療法人社団輔仁会	
		分類①	社団（出資持分なし）
		分類②	その他
		分類③	基金制度不採用
	(2) 事務所の所在地	都道府県	広島県
		市区町村	広島市
		町名・番地	東区戸坂千足一丁目2番25号
		建物名	
		従たる事務所の記載はこちら	
	(3) 設立認可年月日	昭和59年3月24日	
	(4) 設立登記年月日	昭和59年4月2日	
	(5) 理事長の氏名	姓	満田
		名	一博
		役員及び評議員の人数	14
	役員及び評議員	記載はこちら	
2 事業の概要			
(1-1) 本来業務（病院、診療所）	記載はこちら		
(1-2) 本来業務（介護老人保健施設、介護医療院）	記載はこちら		
(2) 附帯業務	記載はこちら		
(3) 収益業務	記載はこちら		
(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項	記載はこちら		
(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債	記載はこちら		
(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債	記載はこちら		
(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設	記載はこちら		
(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容	記載はこちら		
(9) その他	記載はこちら		

様式 1 : 1-(2)

事業報告書			
1-(2) 従たる事務所の所在地			
都道府県	市区町村	町名・番地	建物名

様式 1 : 1-(5)

事業報告書			
1-(5) 役員及び評議員			
役職	姓	名	備考

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第 4 6 条の 5 第 6 項参照）
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第 4 6 条の 4 第 1 項参照）

事業報告書											
2-(1) 本来業務											
(開設する病院、診療所（医療法第4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務)											
種類	施設の名称	指定管理	施設の医療機関コード	開設場所	許可病床数						
					一般病床	療養病床	医療保険	介護保険	精神病床	感染症病床	結核病床
病院	太田川病院		3410116234	広島県広島市東区戸坂千足一丁目21番25号	126	88	0	0	0	0	0
診療所	太田川東クリニック		3410124345	広島県広島市東区戸坂山根一丁目24番20号							

- 注) 1. 地方自治法第2 4 4 条の2 第3 項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

様式 1 : 2-(1)

事業報告書						
2-(1) 本来業務 (介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務)						
種類	施設の名称	指定管理	施設の介護事業所番号	開設場所	入所定員	通所定員

- 注) 1. 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
 2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
 3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

様式 1 : 2-(2)

事業報告書			
2-(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第 4 2 条各号に掲げる業務）			
種類又は事業名	委託管理	実施場所	備考
太田川病院居宅介護支援事業所		広島県広島市東区戸坂千足一丁目21番25号	
太田川病院訪問看護ステーション		広島県広島市東区戸坂山根一丁目24番20号	
ショートステイ太田川		広島県広島市東区戸坂山根一丁目24番20号	

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を委託管理の欄に記載すること。

様式 1 : 2-(3)

事業報告書		
2-(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）		
種類	実施場所	備考

様式 1 : 2-(4)-(9)

事業報告書	
2-(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項	
日付	議決又は同意した事項
令和6年5月23日	第40期（2023年度）決算の承認を求める件
令和6年5月23日	主要事業計画並びに資金計画の承認を求める件
令和6年5月23日	借入金最高限度額について承認を求める件
令和6年5月23日	役員報酬の総額について承認を求める件
令和6年5月23日	剰余金処理の承認を求める件
令和7年5月23日	役員の改選について承認を求める件
注）2-(5)、2-(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。	

2-(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

発行総額	申込期間（開始日）	利率	資金使途	償還方法	医療機関債を引き受けた医療法人名
申込単位	申込期間（終了日）	払込期日		償還期限	
注）医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。 医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。					

2-(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由

医療機関債名	発行元医療法人名	購入総額	償還期間（開始日～終了日）		

注)
 1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。
 2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

2-(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設		
	日付	開設（許可を含む）した主要な施設

2-(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容	
日付	他の法律、通知等において指定された内容
注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。	

2-(9) その他	
日付	記載事項
注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)	

法人名 医療法人社団輔仁会
所在地 広島県広島市東区戸坂千足一丁目2番2号

※医療法人整理番号 02013

貸借対照表
令和7年3月31日 現在

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	1,469,052	I 流動負債	689,593
現金及び預金	966,110	支払手形	0
事業未収金	480,184	買掛金	83,293
有価証券	0	短期借入金	500,000
たな卸資産	20,774	未払金	86,060
前渡金	0	未払費用	0
前払費用	0	未払法人税等	2,768
その他の流動資産	1,984	未払消費税等	2,243
		前受金	0
		預り金	15,229
		前受収益	0
		その他引当金	0
		その他の流動負債	0
II 固定資産	1,937,946	II 固定負債	1,874,522
1 有形固定資産	1,604,171	医療機関債	0
建物	1,066,023	長期借入金	1,872,320
構築物	3,374	繰延税金負債	0
医療用器械備品	35,655	その他引当金	0
その他の器械備品	61,087	その他の固定負債	2,202
車両及び船舶	0		
土地	432,050		
建設仮勘定	0		
その他の有形固定資産	5,982		
		負債合計	2,564,115
2 無形固定資産	133,685	純資産の部	
借地権	4,300	科目	金額
ソフトウェア	129,012	I 基金	0
その他の無形固定資産	373	II 積立金	842,883
		設立等積立金	34,000
3 その他の資産	200,090	繰越利益積立金	808,883
有価証券	11,059	その他積立金	0
長期貸付金	0	設立等積立金	
保有医療機関債	0		
その他長期貸付金	0		
役員等長期貸付金	0		
長期前払費用	66	III 評価・換算差額等	
繰延税金資産	0	其他有価証券評価差額金	
その他の固定資産	188,965	繰延ヘッジ損益	
		純資産合計	842,883
資産合計	3,406,998	負債・純資産合計	3,406,998

(注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人社団輔仁会
所在地 広島県広島市東区戸坂千足一丁目21番25号

医療法人整理番号 02013

損 益 計 算 書
自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日

(単位：千円)

科目		金	額
I 事業損益			
A 本来業務事業損益			
1 事業収益			2,877,893
2 事業費用			
(1) 事業費	2,873,816		
(2) 本部費	0		2,873,816
本来業務事業利益			4,077
B 附帯業務事業損益			
1 事業収益			278,945
2 事業費用			219,869
附帯業務事業利益			59,076
C 収益業務事業損益			
1 事業収益			0
2 事業費用			0
収益業務事業利益			0
事業利益			63,153
II 事業外収益			
受取利息	876		
その他の事業外収益	25,838		26,714
III 事業外費用			
支払利息	21,902		
その他の事業外費用	14,209		36,111
経常利益			53,756
IV 特別利益			
固定資産売却益	857		
その他の特別利益	2,887		3,744
V 特別損失			
固定資産売却損	0		
その他の特別損失	2,779		2,779
税引前当期純利益			54,721
法人税・住民税及び事業税	10,350		
法人税等調整額	0		10,350
当期純利益			44,371

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式 2

法人名 医療法人社団輔仁会

※医療法人整理番号 0 2 0 1 3

所在地 広島県広島市東区戸坂千足一丁目21番25号

財 産 目 録

(令和7年 3月31日現在)

1. 資 産 額	3,406,998 千円
2. 負 債 額	2,564,115 千円
3. 純 資 産 額	842,883 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	1,469,052
B 固 定 資 産	1,937,946
C 資 産 合 計 (A+B)	3,406,998
D 負 債 合 計	2,564,115
E 純 資 産 (C-D)	842,883

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式5

法人名 医療法人社団輔仁会

所在地 広島県広島市東区戸坂千足一丁目21番25号

※医療法人整理番号	02013
-----------	-------

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当ありません。									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当ありません。							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

監事監査報告書

医療法人社団 輔仁会
理事長 満田 一博 様

私たちは、医療法人社団 輔仁会の2024会計年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、下記のとおり報告いたします。

記

1. 監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書の監査を実施しました。

2. 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

2025 年 5 月 22 日
医療法人社団 輔仁会

監 事

監 事

